

令和8年2月18日

理事長 栗木 晴久 様

制度・財政検討委員会 委員長 笹尾 幸夫

### 令和7年度 制度・財政検討委員会答申

本会の財政における経常収益は、現職会員の減少に伴う退職会員移行者の減少、定年延長に起因する出資金の隔年ごとの激減、さらには責任準備金の大幅な取り崩しによる運用資産の縮小等により、不安定さを増している。

一方、経常費用は、後期高齢者の医療費自己負担 2 割化に係る緩和措置終了等による療養補助金給付額の増加、領収書による請求件数の急増、および物価高騰に伴う人件費・管理費の増大等により、増加の一途をたどっている。その結果、構造的な収支不均衡が生じ、本会の財政を取り巻く環境は極めて厳しい局面を迎えている。

本委員会はこうした認識の下、10年先までの財政見通しを踏まえ、令和7年度の諮問事項を中心に、本会の安定的運営を維持するための制度確立を目的として、計5回にわたり審議を重ねてきた。今般の制度改編により年間約8,000万円の経費抑制が実現される見込みである。これは会員に一定の負担（痛み）を求めるものではあるが、本会の持続可能性を高め、「一生涯、医療費の心配をさせない」という理念を堅持するために不可欠な決断である。

以上の検討結果を踏まえ、下記項目について理事長に答申する。

### 記

#### 1. 療養補助金給付率引き下げについて

##### 【結論】

- ・療養補助金給付率については、現行の7割から6割へ改定することが妥当である。

##### 【理由】

本会の療養補助金給付率は、財政状況の推移に合わせ、これまで10割から8割、7割へと段階的に引き下げられてきた。平成24年度（2012年度）の改定においては、給付率を7割とすると同時に控除額（負担割合×200円）を導入し、3年後の再検証による6.5割への引き下げも視野に入れていた。しかし、その後の検証では据え置きと判断され、今日に至っている。

給付額は「(自己負担額－控除額) × 給付率」の数式で算出されるため、「2. 控除額増額について」と密接に連動している。財政状況が当時の想定よりも大きく悪化していることから、当初検討されていた6.5割への引き下げでは持続可能な財政基盤を回復するには不十分である。よって、控除額の引き上げと併せ、給付率を6割とすることが妥当であるとの結論に達した。この療養補助金給付率及び控除額の改定により、年間約7,000万円の給付費抑制が見込まれる。

## 2. 控除額増額について

### 【結論】

- ・負担割合別控除額を100円引き上げ、負担割合×300円へ改定することが妥当である。
- ・新たに「1件100円の定額控除」を導入することが妥当である。

### 【理由】

平成24年度（2012年度）の議論では、控除額についても、財政状況に応じ「負担割合×負担額（200円）」を段階的に負担額300円に引き上げることが合意されていた。しかし、給付率同様にこれまで改定が見送られてきた経緯がある。現在の深刻な財政難を鑑みれば引き上げは喫緊の課題である。

また、想定を上回って財政が悪化していることから、さらなる給付総額の抑制策として、すべての療養給付請求1件につき100円を差し引く定額控除を新たに導入することが妥当である。

## 3. 互助5事業見直しについて

### 【結論】

- ・互助5事業のうち、「弔慰金」「長寿記念祝金」「無給付者特別給付」は減額して存続し、「教育文化事業」「厚生事業」は廃止することが妥当である。
- ・廃止事業の代替として、福利厚生サービス「ローチケbiz+」を導入することが妥当である。

### 【理由】

互助5事業は資産運用益の範囲内で実施されているが、運用資産減少に伴い運用益も減少している。このため、運用益を本会の安定的運営の財源に集中させることを目的とし、互助5事業の事業内容を改編する。また、全教互が福利厚生サービス「ローチケbiz+」の包括契約に向けた交渉を進めている。包括契約により導入費用が少額で済むことから、全教互の包括契約を待ち、新規事業として導入する。これにより、年間約700万円の経費抑制が見込まれる。

### 【互助5事業改編案】

- ・弔慰金 退職会員になってから3年以上 10,000円 → 5,000円
- ・長寿記念祝金 77、88、99歳時 10,000円 → 5,000円
- ・無給付者特別給付 3年間療養補助金無請求者 4,000円 → 3,000円
- ・教育文化事業、厚生事業 廃止

### 【個別理由】

- ・弔慰金…親しい方への香典と同等とし5,000円
- ・長寿記念祝金…全員対象で会員数の把握に不可欠であることから存続させるが半額とし5,000円
- ・無給付者特別給付…出資金の還元のため存続させるが1年1,000円とし3年で3,000円
- ・教育文化事業・厚生事業…希望者のみの事業であるため廃止

#### 4. 領収書による療養補助金請求の手数料引き上げについて

##### 【結論】

- ・現時点での領収書による療養補助金請求の手数料引き上げは見送ることが妥当である。

##### 【理由】

領収書による療養補助金請求件数は激増しており、その処理のためにアルバイト職員の雇用経費が増大し管理費を圧迫する要因となっている。特定の費用を要する事務作業については、その費用を受益者が負担することは妥当といえる。

一方で、療養補助金給付率引き下げ及び控除額引き上げ等の制度改編は退職会員にとって負担増となるものである。療養補助金請求の手数料引き上げはさらなる負担を求めることとなるため、現時点での引き上げは見送り、給付抑制策の効果及び領収書による療養補助金請求件数の動向を見極めつつ継続的な検討課題とすることが妥当である。

#### 5. 出資金の額について

##### 【結論】

- ・現時点での出資金の引き上げは見送ることが妥当である。

##### 【理由】

これまでの賃金水準の停滞により、出資金も10年以上にわたって据え置かれてきた。しかし、近年の賃金上昇や物価高騰に伴い運営費が増加している。また、医療制度改正の影響等により療養補助金給付が増加し、必要な責任準備金も大幅に増えている。これらを考慮すれば出資金引き上げは妥当といえる。

一方で、給付抑制策と並行して負担増を求めた場合、退職会員への移行者減少を招き、本会運営の基盤を揺るがす恐れがある。以上を総合的に判断し、現時点での引き上げは見送り、給付抑制策の効果を見極めつつ継続的な検討課題とすることが妥当である。

#### 6. 現職会員の積立利率について

##### 【結論】

- ・現職会員の積立金利を「市中銀行の定期預金程度」から、従来の基準である「市中銀行の普通預金程度」に戻すことが妥当である。

##### 【理由】

現職会員の積立金利については、従来、大手市中銀行の普通預金金利から運用収益課税分相当分を差し引いて算出していた。超低金利下の令和2年度（2020年度）から算出基準を大手市中銀行の定期預金金利へ変更するとともに、本会現職会員への利息相当分については「市中銀行の普通預金程度」から「市中銀行の定期預金程度」に改定して現在に至っている。

令和6年度からの政策金利引き上げに伴い「金利のある世界」へと移行したことを受け、掛金積立利率を従来の基準である「市中銀行の普通預金程度」に戻すこととする。なお、本会は一般財団法人であり、運用益に対する課税率（15.315%）が銀行預金の課税率（20.315%）よりも低く抑えられている。そのため、基準を「普通預金程度」とした場合でも、現職会員が受け取る利息は、大手市中銀行の普通預金利息を上回るメリットを維持できる見込みである。

## 7. 高額療養費制度利用時の療養補助金給付額の上限設定について

### 【結論】

・出資金と所得区分に応じた給付の公平性を確保するとともに、政府による高額療養費制度の見直しに伴う自己負担増への対応として、本会の療養補助金給付額に上限を設定することが妥当である。ただし、政府の高額療養費制度見直し案の具体的内容を十分に精査した上で、令和8年度中を目途に速やかに具体的基準を策定するものとする。

### 【理由】

現行の高額療養費制度には所得区分が設けられており、高所得区分に該当するほど月間の自己負担限度額が高くなる。これに伴い、本会が給付する療養補助金も高所得者ほど多額になる構造となっている。高所得区分（区分ア・イ）に該当する会員は少数であるが、全会員が平等に出資した原資から、特定の高所得層に対し多額の給付がなされている現状は、出資金と給付額の均衡および制度運営上の公平性の観点から課題がある。

さらに、2025年12月に政府が発表した「高額療養費制度の見直し案」への対応も喫緊の課題である。同案によれば、2026年8月に月額上限の引き上げおよび年間上限の設定が予定され、さらに2027年8月には所得区分の細分化（4区分から12区分への再編）と限度額のさらなる引き上げが検討されている。

これらの制度改正により、公的な自己負担限度額や年間上限額が引き上げられた場合、本会の療養補助金給付額も連動して増加し、財政負担が拡大することが懸念される。以上を踏まえ、将来的な制度変更による財政的リスクを回避し、会員間の受益と負担の均衡を保つため、療養補助金給付額に一定の上限を設けることが適切であると判断する。もっとも、現時点では政府案には制度設計上未確定の事項も多いため、今後の情報を精査し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、所得区分の細分化に合わせて実施することが妥当である。

## 8. 障害者医療証等の交付を受けた会員の給付率及び給付上限額の見直しについて

### 【結論】

・障害者医療証等の交付を受けた会員への療養補助金給付については、算出に用いる掛率を現行の0.2から0.15に改定することが妥当である。

・支給上限額を現行の26,700円から20,000円に改定することが妥当である。

### 【理由】

障害者医療証等の交付を受けた人は市町村等からの公費補助があり、原則として自己負担が生じない仕組みとなっているが、本会では出資金の還元および障害を負った会員への支援という観点から、一定の上限額（26,700円/月）を設けて保険点数×0.2に該当する金額を給付している。

一方で、一般会員を含めた給付全体の引き下げを検討している状況下において、会員間の公平性の観点から見直しが避けられないと判断した。

このため、一般会員の支給率見直しの方向性と整合を図りつつ、保険点数に対する掛率の調整を基本とすることとした。掛率を現行の0.2から0.15に改定することで、支援が必要な層への極端な負担増を避けつつ、年間約80万円の給付費抑制が見込まれる。また、支給上限額についても掛率引き下げ後の給付水準との均衡を踏まえ、20,000円へ改定することが妥当である。これは、支援の継続性と制度の持続のために妥当な水準であると考えられる。

## 9. 実施時期について

各答申項目の実施時期については、以下の通りとすることが妥当である。

### (1) 令和8年度実施

- ① 現職会員の積立利率について

### (2) 令和9年度実施

- ① 互助5事業見直しについて
- ② 高額療養費制度利用時の療養補助金給付額の上限設定について(所得区分の細分化に合わせて実施)

### (3) 令和10年度実施

- ① 療養補助金給付率引き下げについて
- ② 控除額増額について
- ③ 障害者医療証等の交付を受けた会員の給付率及び給付上限額の見直しについて